

さいたま新都心郵便局過労自死事件における 遺族への謝罪等を求める申し入れ書

さいたま新都心郵便局集配営業課に勤務していた社員（死亡時 51 歳）が 2010 年 12 月 8 日、さいたま新都心郵便局 4 階から身を投げ自死した事件について、埼玉労働者災害補償審査官は 2020 年 3 月 31 日、さいたま労働基準監督署長が出した不支給処分を取り消し労働災害と認定した。

この労災認定を受け、日本郵便は「社員が自殺したことを重く受け止め、今後は社員の声に真摯に向き合うことを徹底していきます」とコメントしている。

日本郵便は 2019 年 7 月に、「一人ひとりの社員が生き活きと働ける職場とするために～ハラスメントを発生させない働きやすい職場づくり～」と題した冊子を発行した。冊子の冒頭では、ハラスメントは社員の尊厳を傷つけ職場環境を悪化させる、見過ごすことのできない問題と位置づけている。冊子ではハラスメントの弊害（P24）として、「加害者の末路、加害者は懲戒処分の対象となり、職場での地位や信用を一瞬にして失うことになりかねません」と記載している。さいたま新都心郵便局において「お立ち台」を導入した水谷才二支店長（当時）及び審査官決定書にも記されている助川裕一第一集配営業課長（当時）が被災者に行った行為は明らかにハラスメントであり、現職にふさわしい人物であるとは到底言い難い。

日本郵政グループは、ハラスメント行為について、①働く社員の個人としての尊厳を不当に傷つける行為②会社としての社会的評価を傷つけることになりかねないとして、根絶に向けた社長のトップメッセージを発出することを表明している。しかし、求められているのは言葉にとどまらない実効ある措置である。本件について郵政ユニオンとして遺族の委託を受け、会社が以下の措置を取られることを申し入れる。

記

- 1 日本郵便株式会社代表者による遺族への謝罪を文書にして直接手渡すこと。また、それを公表すること
- 2 水谷才二氏（現職不明）、助川裕一氏（美浜郵便局長）の現職を解任すること
- 3 水谷才二氏、助川裕一氏の遺族への直接の謝罪を行わせること
- 4 さいたま新都心局におけるセルワゴン方式立ち作業を廃止すること。わずかに残る各局のセルワゴン方式立ち作業を廃止すること
- 5 「仕事で命を落とす人がなくなる社会になってほしい」という遺族の思いを真摯に受け止め、会社からあらゆるハラスメントを根絶していくこと

この内容について郵政ユニオンとの労使関係の中で検討し、会社の主体的な判断として遺族への謝罪とそのほかの件について対応することが可能かどうか 7 月 16 日までに返答願いたい。

以上